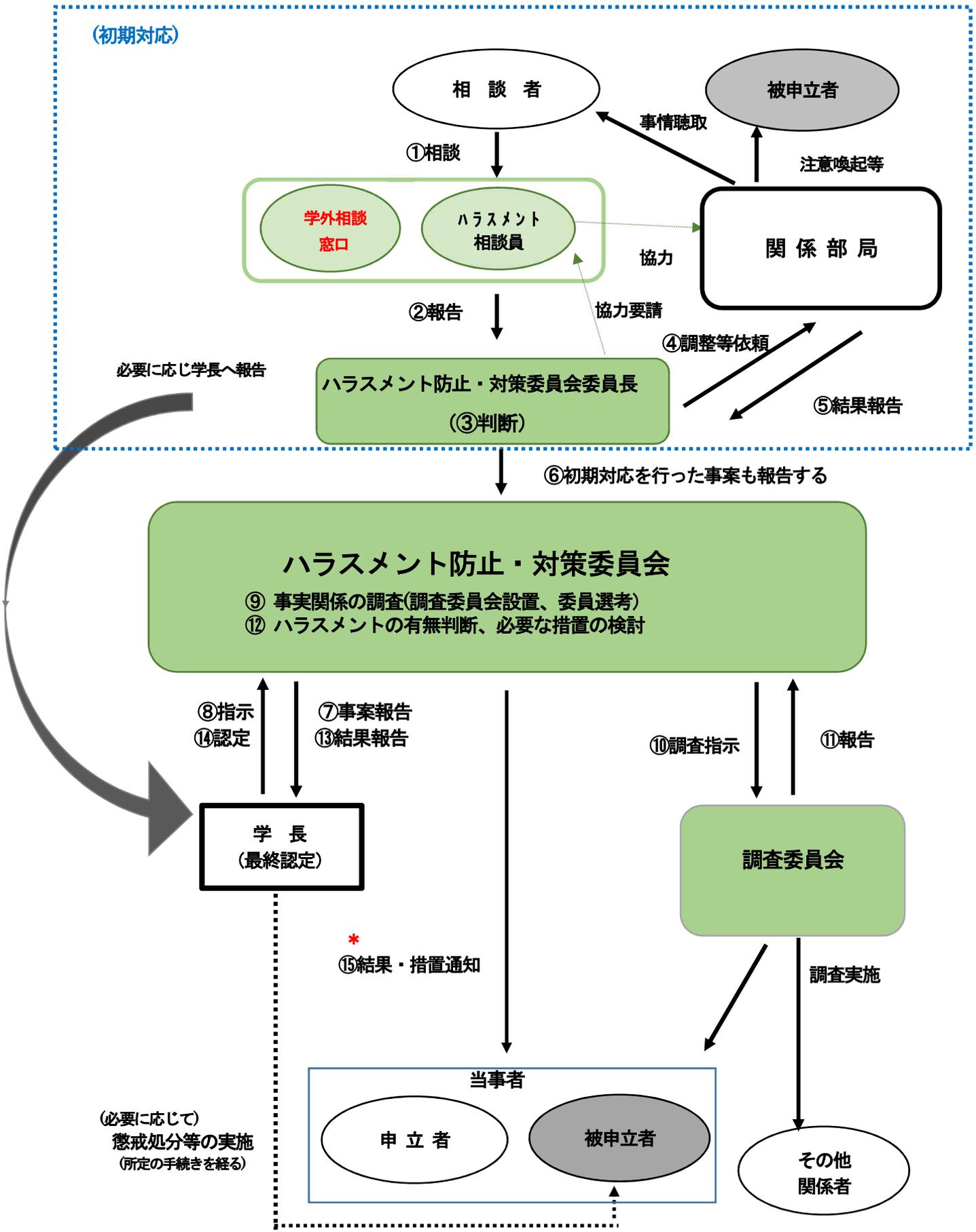


ハラスメントに関する相談の流れ (学内周知用)



* 認定結果に不服がある当事者（申立者、被申立者）は、定められた期間内に不服申立てを行うことができます。不服申し立てを行った場合の流れは、別紙2を参照してください。

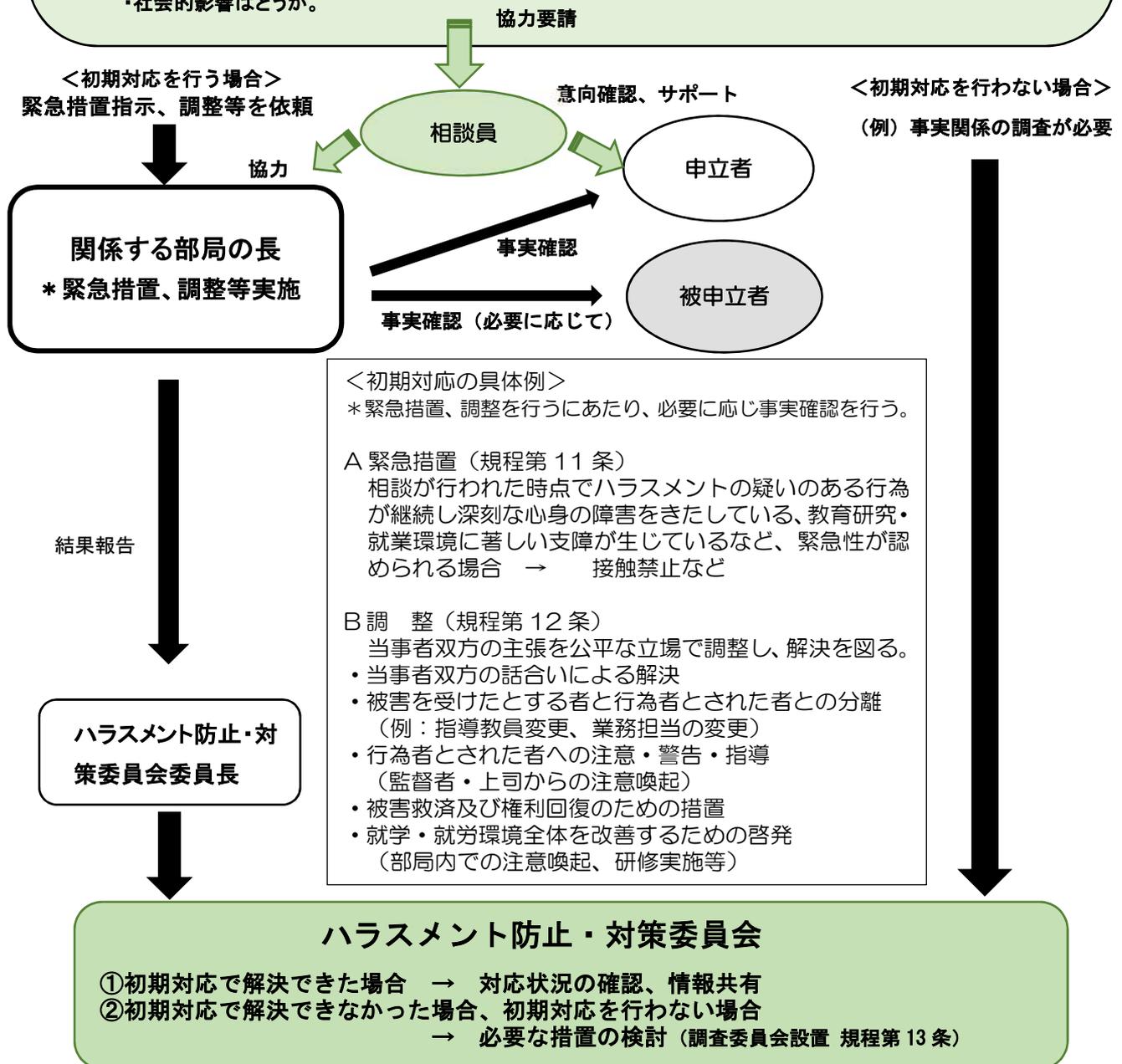
<初期対応の判断基準、手続きの流れ>

ハラスメント防止・対策委員会委員長

(関係部局の長等と協議の上、その時点で把握できた情報をもとに対応方針を決定)

<判断のポイント>

- ① 申立者の要望は何か。
(相談のみ、被行為者とされた者への注意・指導、ハラスメントの調査・認定、被行為者への処分など)
- ② 申立者の現在の状況はどうか。(ハラスメント継続の有無、精神状況、二次被害の可能性など)
- ③ ハラスメントの可能性
・申立者が訴えている内容が事実として、ハラスメントに該当する具体的言動があるか。
・ハラスメントを訴える明確な根拠(証拠等)があるかどうか。
- ④ ハラスメントの重大性
・軽微なレベルか、悪質なレベルか。
・社会的影響はどうか。



<初期対応の具体例>

* 緊急措置、調整を行うにあたり、必要に応じ事実確認を行う。

A 緊急措置 (規程第 11 条)

相談が行われた時点でハラスメントの疑いのある行為が継続し深刻な心身の障害をきたしている、教育研究・就業環境に著しい支障が生じているなど、緊急性が認められる場合 → 接触禁止など

B 調整 (規程第 12 条)

当事者双方の主張を公平な立場で調整し、解決を図る。

- ・当事者双方の話し合いによる解決
- ・被害を受けたとする者と行為者とされた者との分離
(例：指導教員変更、業務担当の変更)
- ・行為者とされた者への注意・警告・指導
(監督者・上司からの注意喚起)
- ・被害救済及び権利回復のための措置
- ・就学・就業環境全体を改善するための啓発
(部局内での注意喚起、研修実施等)

* 上記を基本としながら、事案の態様により臨機応変に対応する。

* 調査委員会の設置を前提に、申立者の教育研究、就業環境改善のため緊急措置や調整を行う場合もある。

* 委員長は、必要に応じ学長に対応方針等を報告する。

<不服申立てが行われた場合の流れ>

